

令和6年度アルコール検知器導入助成要綱

令和6年 3月 27日 制定
一般社団法人宮崎県トラック協会

(目的)

第1条

この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行う、飲酒運転及びそれに関わる事故防止のためのアルコール検知器の導入に対する助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進する事を目的とする。

(対象機器)

第2条 助成の対象となる機器は、次に掲げるものとする。

ハンディタイプ、卓上据置型のアルコール検知器、及びセンサー交換費用。

(助成対象)

第3条

助成の対象は、原則として県内の営業所に新たにアルコール検知器(センサー交換のための買い替え費用を含む)を導入した会員事業所。また、前年度会費未納会員については、助成対象外とする。

(助成交付額)

第4条

アルコール検知器の購入及びセンサー交換の導入・交換数量については、1会員事業所あたり第4条に掲げる下記(1)、(2)、(3)の申請台数を合算して**10台を限度**とする。

※1 申請日現在、県内にてGマーク(安全性優良事業所)を取得している事業者は、1会員あたり**15台を限度**とする。

※2 (一社)宮崎県トラック協会 前年度分年会費未納事業者は助成対象外とする。

助成交付額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとし、消費税、オプション付属品、消耗品の購入、年間保守契約料金は、申請額に含めないものとする。

(1) **卓上据置型**のアルコール検知器助成交付額 **購入額の4分の1** (消費税除く)とする。ただし、**1台当たり20,000円を限度**とする。

(2) **ハンディタイプ**のアルコール検知器助成交付額 **購入額の2分の1** (消費税除く)とする。ただし、**1台当たり5,000円**を限度とする。

(3) アルコール検知器の**センサー交換**助成交付額 **交換費用の2分の1** (消費税除く)とする。ただし、**1台当たり5,000円**を限度とする。

(対象期間)

第5条

令和6年4月1日から令和7年3月17日までに購入、交換したものに限る。

(助成金の請求)

第6条

アルコール検知器を購入した、センサーを交換した会員事業者は、様式1「アルコール検知器導入実績報告書(助成金交付請求書)」、請求書(写)及び領収書(写)を添付の上、当該年度3月15日(土・日の場合はその前日)までに県ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条

県ト協は、前条の「実績報告書」の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、内容が適正と認めるときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(機器の処分期限)

第8条

会員事業者は、助成対象のアルコール検知器を導入、センサーを交換した日から起算して1年を経過するまでの期間は譲渡、廃棄、貸付に供してはならない。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は県ト協が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、平成20年4月25日より施行する。

平成21年4月1日一部改訂

平成22年3月26日一部改訂

平成23年4月1日一部改訂

平成24年3月29日一部改訂、平成24年4月1日施行

平成25年3月29日一部改訂、平成25年4月1日施行

平成26年3月26日一部改訂、平成26年4月1日施行

平成27年3月26日一部改訂、平成27年4月1日施行

平成28年3月26日一部改訂、平成28年4月1日施行

平成29年3月26日一部改訂、平成29年4月1日施行

平成30年3月26日一部改訂、平成30年4月1日施行

平成31年3月26日一部改訂、平成31年4月1日施行

令和2年3月26日一部改訂、令和2年4月1日施行

令和3年3月29日一部改訂、令和3年4月1日施行

令和4年3月29日一部改訂、令和4年4月1日施行

令和5年3月29日一部改訂、令和5年4月1日施行

令和6年3月27日一部改訂、令和6年4月1日施行